

# 日本テント工連賠償補償制度 新規ご加入・継続のご案内

2019 年度

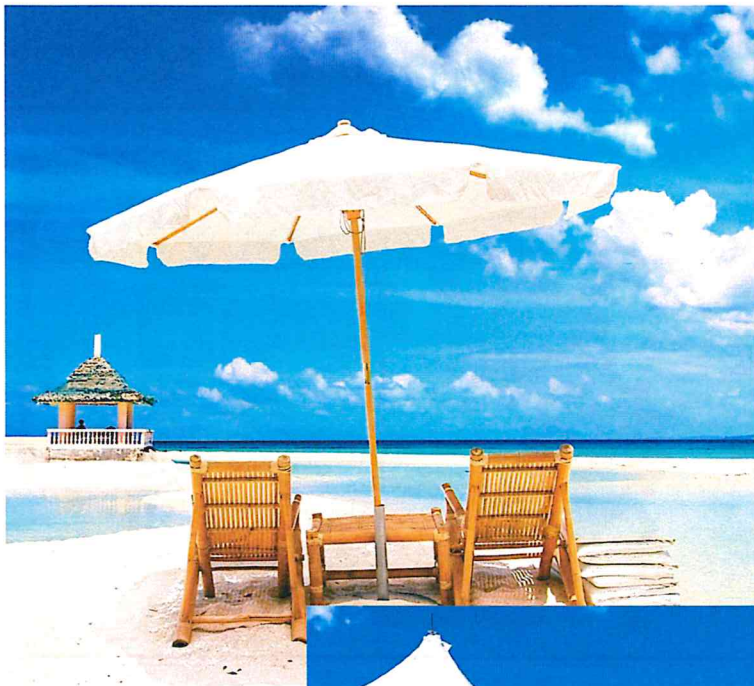
賠償責任保険(企業用) 普通保険約款/施設所有(管理)者特別約款  
請負業者特別約款/生産物特別約款/賠償責任拡張補償特約(日本テントシート工業組合連合会様用)

## 【加入申込期間】

2019 年 9 月 15 日より  
2019 年 10 月 25 日まで

## 【補償期間】

2019 年 11 月 1 日 ~  
2020 年 11 月 1 日 午後 4 時  
(10 月 25 日までにお振込、お申しいただいた場合)



事業活動に関わる  
賠償リスクを  
包括的にカバー

業務・施設・生産物の  
賠償リスクを  
まとめて補償!

- 簡単なお手続き
- 2つのプランから選択
- 納得の保険料



日本テントシート工業組合連合会

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町11番地 アワヅビル 4F  
TEL.03-5283-6676 FAX.03-5283-6678

取扱代理店 有限会社 ORIGIN

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町11-8 日本橋118ビル 2F-B  
TEL.03-5645-5556 FAX.03-5645-5557

# テント工連賠償補償制度の特長

## 特長1 補償の重複や加入漏れがありません。

さまざまなリスク・業務を一つの保険契約で補償します。

- I. 業務中の事故に関わる賠償事故、施設の所有・使用・管理に伴う賠償事故、PL事故、またこれらの賠償事故解決に伴う様々な費用等を、一つの保険契約で補償します。
- II. 会員企業様が行う製造・工事等、業務の違いに関わらず包括的に補償します。

## 特長2 幅広いリスクに対応

会員企業様のご要望にお応えできるよう、さまざまな補償をご用意しました。

- I. 工事遂行中の作業対象物の損壊事故や、工事終了後に対人・対物事故が発生し、法律上の損害賠償責任を負った場合の完成・修理後物件の修復費用、見舞金費用(初期対応費用)等、幅広い補償をご提供します。
- II. 被害者から訴えられた場合も想定して、「訴訟対応費用」もご用意しています。



## 特長3 契約のお手続きが簡単です。

たったの3ステップで契約完了！

以下のステップで、契約申し込みが完了します。

「お問い合わせ用紙」に  
必要事項を記入し FAX

「加入依頼書」の内容を  
確認の上、押印し FAX

「加入依頼書」の“合計  
振込金額”を送金

※「お問い合わせ用紙」には、直近の年間売上高、年間売上高に占める完成工事高の割合をご申告いただき、合わせて直近の損益計算書を一緒に FAX してください。

※「加入依頼書」では、AタイプとBタイプのいずれかをご選択ください。

## 特長4 2つの補償タイプからお選びいただけます。

ベーシックな A タイプ、高額補償の B タイプをご用意しました。

- I. ベーシックな補償の A タイプ(1億円)と、高額補償の B タイプ(3億円)のいずれかをご選択ください。
- II. お振込みいただいた“合計振込金額”を、全額損金処理することができます。

- 保険契約者 日本テントシート工業組合連合会
- 加入対象者 日本テントシート工業組合連合会の会員企業の皆様

- 被保険者(補償の対象となる方)
  - ① 記名被保険者である事業者(法人・個人事業主等)
  - ② 記名被保険者である工事業者の下請負人またはその法定代理人もしくは使用人
  - ③ 記名被保険者である工事業者の法定代理人または使用人
  - ④ 工事(記名被保険者が元請負人として行う工事)の発注者

※上記②～④は記名被保険者の業務に関する場合に限り、また、それぞれの被保険者相互間を他人とみなします。ただし、被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任は補償の対象となりません。

- 対象となる工事、事業 貴社が日本国内において行うすべての工事を包括的にお引受致します。貴社が日本国内において製造販売した製品に起因する対人・対物事故。

■ 補償内容と補償限度額(支払限度額)・免責金額(自己負担額)

補償内容		補償限度額(支払限度額)			免責金額
		補償タイプ	Aタイプ	Bタイプ	
賠償事故 (施設の事故) (請負事故) (生産物事故)	対人・対物 共通	1事故 保険期間中	1億円	3億円	0

補償項目	支払限度額 (1事故・保険期間中)	免責金額	補償項目	支払限度額 (1事故・保険期間中)	免責金額
初期対応費用補償条項	500万円	0	リース・レンタル建設用工作車 損害補償条項	1,000万円	0
(上記のうち見舞費用： 被害者1名あたり)	10万円限度	0	リース・レンタル物件損害補償条項	500万円	0
訴訟対応費用補償条項	500万円	0	仕事の目的物損壊補償条項*	500万円	0
事故現場後片付費用補償条項	基本補償と同額	0	リコール費用補償条項	1,000万円	0
財物の使用不能損害補償条項	1,000万円	0	不良完成品に関する条項	1億円	0
人格権侵害賠償責任補償条項	基本補償と同額	0	治療費用補償条項	10万円	0
漏水危険補償条項	基本補償と同額	0	施設における受託物賠償責任 補償条項	1,000万円	0
管理下財物損害補償条項	基本補償と同額	0	施設敷地内専用車危険補償条項	基本補償と同額	0
(上記のうち直接作業部分)	500万円	0	昇降機包括補償条項	基本補償と同額	0
工事場内建設用工作車危険 補償条項	基本補償と同額	0	弁護士相談費用補償条項	100万円	0
塗装作業危険補償条項	基本補償と同額	0	工事履行遅滞損害	500万円	0
支給資材損壊補償条項	1,000万円	0	データ損壊復旧費用補償	1,000万円	0

※完成・修理後物件自体(仕事の目的物)の損壊と同時に、対人または対物(仕事の目的物のみの損壊事故は除きます。)事故が発生し、損害賠償責任を負った場合に限り、補償します。

上記補償項目によりお支払いする保険金は、**Aタイプ：1億円、Bタイプ：3億円**の総支払限度額に算入します。

# 補償内容

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>次のような事故によって他人の身体障害または財物損壊を発生させたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。</p> <p><b>【工事中の事故】</b> 請負工事等の仕事の遂行に起因する事故。</p> <p><b>【生産物の事故】</b> 被保険者の占有を離れた保険証券に記載された財物に起因して保険期間中に生じた損害、被保険者が行った保険証券に記載された仕事の結果に起因して、仕事の終了または放棄の後の保険期間中に生じた損害に起因して、他人の身体障害または財物の損失、損傷もしくは汚染によって法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p><b>【施設・昇降機の事故】</b> 記名被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する事故、および昇降機に起因する事故。上記事故に加えて次の補償条項が自動的に付帯されます。</p> <p><b>【工事中・工事完成後・施設・昇降機の事故】</b> <b>①初期対応費用補償条項</b> 保険事故または保険事故と思われる事故によって他人の身体障害等または財物損壊等が発生した場合に支出する、写真撮影費用、従業員を事故現場へ派遣するための交通費、宿泊費、通信費等の費用をお支払いします。(上記のうち見舞費用部分) 保険事故または保険事故と思われる事故によって他人の身体障害等または財物損壊等が発生した場合の見舞金または見舞品の購入費用をお支払いします。</p> <p><b>②訴訟対応費用補償条項</b> 第三者からの損害賠償請求訴訟に対応するために支出する、文書作成費用、使用人の超過勤務手当、事故の再現実験費用、増設コピー機のリース費用等の費用をお支払いします。</p> <p><b>③事故現場後片付け費用補償条項</b> 保険事故または保険事故と思われる事故によって他人の財物損壊が発生した場合に支出する、損壊した財物の後片付け費用をお支払いします。</p> <p><b>④財物の使用不能損害補償条項</b> 事故によって他人の財物を損壊させることなく使用不能にしたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。</p> <p><b>【工事中・施設・昇降機の事故】</b> <b>①人格権侵害賠償責任補償条項</b> 過失によって他人の人格権を侵害したことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。</p> <p><b>【施設の事故】</b> <b>①漏水危険補償条項</b> 給排水管、暖冷房装置、消火栓等からの水の漏出、スプリンクラーからの内容物の漏出等による事故に対しても保険金をお支払いします。</p> <p><b>【工事中の事故】</b> <b>①工事履行遅滞損害賠償責任補償条項</b> 工事中の事故による他人の身体障害または財物損壊が発生して保険金が支払われる場合に、その事故が原因で次のすべてに該当する仕事約定期日までに完成引渡しができずに5日以上の遅滞が発生したことにより、工事請負契約に基づく損害について保険金をお支払いします。 - 記名被保険者が単独で元請負人となる仕事 - 工事約款または、工事請負契約に基づき請負工事 - 原因事故が生じた日から30日以内に約定履行日が到来する仕事 - 原因事故の発生が工事履行遅滞の直接の原因となった仕事</p> <p><b>②管理下財物損害補償条項</b> 工事現場において使用もしくは管理する他人の財物を直接作業が加えられていた他人の所有する部分を含め損壊したことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。</p> <p><b>③工事現場内建設用工作車危険補償条項</b> 工事現場における建設用工作車に起因する賠償事故についても保険金の支払い対象となります。</p> <p><b>④塗装作業危険補償条項</b> 塗装業務のために使用する塗料等が作業中に飛散・拡散したことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害についても保険金をお支払いします。</p> <p><b>⑤支給資材損壊補償条項</b> 仕事の遂行のために、発注者(記名被保険者)が下請負人の場合、元請負人を含む)等から支給された建設資材の工事現場における損壊または盗取について、法律上の賠償責任を正当な権利を有する者に対して負担することによって被る記名被保険者の損害について保険金をお支払いします。</p> <p><b>⑥データ損壊復旧費用補償条項</b> 仕事の遂行に起因して、他人の身体障害または財物の損壊を発生させることなく、他人の情報機器の記録媒体に記録されている磁気的または光学的に記録されたプログラムまたはデータを消失または損壊したことにより、消失または損壊した情報を復旧させるために被保険者が負担した費用をお支払いします。</p> <p><b>⑦リース・レンタル建設用工作車損害補償条項</b> 仕事の遂行のために一時的に使用または管理する記名被保険者のリース・レンタル建設用工作車の工事現場における損壊または盗取について、法律上の賠償責任をリース・レンタル建設用工作車について正当な権利を有する者に対して負担することによって被る記名被保険者の損害について保険金をお支払いします。</p> <p><b>⑧リース・レンタル物件補償条項</b> 仕事の遂行のために一時的に使用または管理する記名被保険者のリース・レンタル建設用機械・器具・工具の工事現場における損壊または盗取について、法律上の賠償責任をリース・レンタル建設用機械・器具・工具について正当な権利を有する者に対して負担することによって被る記名被保険者の損害について保険金をお支払いします。</p> <p><b>【生産物・工事完成後の事故】</b> <b>①仕事の目的損壊補償条項</b> 仕事の結果に起因して、仕事の終了後に生じた事故において、他人の身体障害または財物損壊が発生した場合に仕事の目的物の損壊自体に対する賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。</p> <p><b>②リコール費用補償条項</b> 記名被保険者が、製造・販売等を行った生産物の瑕疵に起因して保険証券記載の適用地域内に存在するその生産物の回収等を実施することにより生じた費用のうち、いかに掲げるものを負担することによって被る損害を補償します。 ①メディア等対応費用 ②生産物回収実施費用</p> <p><b>③不良完成品に関する補償条項</b> 不良完成品の損壊に起因して被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p><b>【工事中・施設・昇降機の事故】</b> <b>①治療費用補償条項</b> 仕事の遂行行為に伴い発生した他人の身体障害、または、施設・昇降機の事故においては施設内で発生した他人の身体障害について、被保険者の過失の有無にかかわらずその治療に要した費用をお支払いします。</p> <p><b>【施設の事故】</b> <b>①施設における受託物賠償責任補償条項</b> 施設内で保管する顧客の財物を損壊等したことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。</p> <p><b>②施設敷地内専用車危険補償条項</b> 施設内において所有、使用もしくは管理する敷地内専用車に起因する賠償事故についても保険金をお支払いします。</p> <p><b>【工事中・工事完成後の事故】</b> <b>①弁護士相談費用補償条項</b> 保険事故または保険事故と思われる事故によって他人の身体障害または財物損壊等が発生した場合に、当該事故について弁護士に法律相談等を行うときの費用をお支払いします。</p>	<p><b>【工事中・工事完成後・施設・昇降機の事故】</b> - 保険契約者、被保険者の故意 - 戦争、変乱、暴動、騒擾等 - 地震、噴火、洪水、津波等の天災 - 他人との間に特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任 - 被保険者の同居の親族に対する賠償責任 - 被保険者の使用人が業務中に被った身体障害に起因する賠償責任 - 環境汚染等 - 石綿等の有害な特性 - 核燃料物質による事故</p> <p><b>【工事中の事故】</b> - 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事故 - 土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地、土地の工作物、植物等の損壊 - 土地の軟弱化もしくは土地の流出・流入に起因する地上の構築物等、土地の損壊 - 地下水の増減 - 被保険者の下請負人またはその使用人の身体障害に起因する賠償責任</p> <p><b>【生産物・工事完成後の事故】</b> - 生産物または仕事の瑕疵 - 故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任 - 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する賠償責任 - 医療用機械器具、医療用資材、医薬品類、航空機、鉄道車両、船舶またはこれらに使用される材料、資材、装置もしくは部品類及び自動車(自動二輪、原動機付自転車を含みます。)、自動車の駆動または走行に関する装置、部品類、タイヤ類、たばこ等 - 仕事の結果が意図した機能または性能を発揮できなかったことによる事故 - 回収措置に要した費用 - 被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して行った仕事の結果</p> <p><b>【施設の事故】</b> 屋根、扉、窓、通風筒から入る雨または雪等の侵入または吹込みによる財物損壊 - 工事履行遅滞損害賠償責任補償条項 次の仕事の履行遅滞による損害 - 工事請負代金額、約定履行日等が定められた請負契約書のない仕事 - 履行不能または不完全履行となった仕事 - 履行遅滞の原因が事故によるものであることを立証できない仕事</p> <p><b>②管理下財物損害補償条項</b> 次の財物に対する損害 - 被保険者が所有または賃借する財物 - 被保険者が所有または賃借する施設内に組立、修理、加工等のために受託している財物 - 工事現場における次のもの。 - 工事に使用される機械、器具、道具等 - 工事に使用される材料、資材、部品等 - 通常避けられない変色、磨耗、縮み、品質劣化等 - 仕事の終了後に発見された財物損壊</p> <p><b>③支給資材損害賠償責任補償条項</b> ① 支給財物がその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊 ② 支給財物が他人の財物に組み込まれた後に発見された損壊 ③ 損壊した支給財物の使用不能</p> <p><b>④財物の使用不能損害補償条項</b> 次のいずれかに起因する損害賠償 - 被保険者または被保険者の従業員が所有等する財物の使用不能 - 回収措置の実施に伴って発生する使用不能 - 仕事の目的物自体の使用不能</p> <p><b>⑤人格権侵害賠償責任補償条項</b> 次のいずれかに起因する損害賠償 - 被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて行われた犯罪行為 - 被保険者による採用、雇用、解雇に関して行われた行為 - 保険期間前から継続または反復して行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動</p> <p><b>⑥リース・レンタル建設用工作車損害補償条項</b> <b>⑦リース・レンタル物件補償条項</b> 自然発火または自然燃焼/自然の消耗、かび、虫食い等/正当な権利を有する者に請負作業を終了し引き渡された後に発見された損壊/被保険者が行う保守、調整等の作業/電氣的または機械的原因/かき傷、よごれ等の外観上のみの損壊/一部の部品の盗取/損壊、盗取による使用不能/本来の使用目的と異なる用途の使用/潤滑油、燃料等の運転資材の消耗/キャタピラ、タイヤ、タイヤ、ベルト、フォーク、つめ、ドリルのビット、ベルト、ガラス、電球、ワイヤー、ロープ等の部品に単独で生じた損害</p> <p><b>⑧リコール費用補償条項</b> - 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 - 法令違反 - 脅迫行為または加害行為 - 生産物の自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由 - 生産物の消費期限、保存期間または有効期間を設定して製造・販売等を行った生産物のその期間経過後の品質劣化等 - 核燃料物質 - 生産物の修理または代替品の取替 - 監督官庁等により禁止された物質の継続的使用 - 他人の身体障害または財物の損壊 - 回収生産物その他の財物の使用が阻害されたことにより生じた法律上の賠償責任 - 顧客の信頼を回復するために要した費用(ただし、メディア等対応費用または生産物回収実施費用を除きます。) - 回収等の瑕疵または技術の拙劣等により通常の回収等費用以上に要した費用 - 代替品の製造原価または仕入原価に要した費用 - 代替品の輸送費用 - 回収生産物の修理費用 - 回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価に要した費用 - 約定によって通常の回収等の費用以上に要した費用 - 生産物がパッチ、コードまたはその他の方法で特定される場合において、同一の商標名またはブランド名の生産物であるが、この保険契約において補償されるものと異なる生産物の回収に係る費用 - 仕事の結果に起因して事故が発生するおそれがあることを知りながら、検査、交換等適切な措置を講じなかった場合。</p> <p><b>⑨不良完成品に関する補償条項</b> - 生産物自体以外の部品の完成品を損壊することなく、生産物自体を製造品、加工品から取り外すことが可能な場合 - 生産物自体の損壊自体の賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害 - 損壊した完成品の回収費用、損壊した完成品にかかる過失利益</p> <p><b>⑩治療費用補償条項</b> 次の事由による身体障害に起因する損害 - 仕事の結果に起因する事故 - 身体障害が発生した者の故意、闘争行為、犯罪行為、心神喪失、自殺行為 - 被保険者または被保険者の指示による暴行または殴打 - 次の者の身体障害に起因する損害 - 保険契約者、被保険者および被保険者の業務に従事する者 - 被保険者の親族 - 被保険者が所有または賃借する施設を継続的に占有している者およびその従業員、役員</p> <p><b>⑪施設における受託物賠償責任補償条項</b> 次の事由による賠償責任 - 保険契約者、被保険者等が加担した受託物の盗取 - 被保険者または被保険者の従業員が所有する財物の損壊、紛失、盗取 - 現金、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、設計書、ひな型、自動車等の受託物の損壊、紛失、盗取 - 受託物の欠陥、自然の消耗、かび、虫食い等 - 受託物の引渡し後に発見された受託物自体の損壊 - 屋根、扉、窓、通風筒から入る雨または雪等による受託物の損壊 - 被保険者が賃借する財物の損壊 - 作業等に使用される材料、部品等の損壊 - 動植物の損壊、紛失、盗取 - 冷凍(冷蔵・保冷)装置等の破損、調整、機能低下によって生じた温度変化による受託物の損壊</p>

## 引受保険会社

**幹事会社** Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険) 東京支店  
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山 TEL.03-6364-7070 FAX.03-6364-7416

**非幹事会社** あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



## 2019年度 日本テント工連 賠償補償制度についてのご案内

拝啓 時下ますますご隆盛のこと、お慶び申し上げます。  
平素は当会業務に多大なご協力をいただき、誠に有難うございます。

さて、当会にて採用しております掲題の『テント工連賠償補償制度』につきまして、下記のとおり、本年度の募集要綱がまとまりましたのでお知らせいたします。

本年も Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険) を引受保険会社とし、会員の皆様にご納得いただける保険料・補償内容をご用意しております。

2018年度も当補償制度におきまして工事中および引き渡し後の賠償事故が発生しております。  
ぜひ、この機会に当会の補償制度をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 募集要項

申込締切日	2019年10月25日
団体保険契約者	日本テントシート工業組合連合会
加入対象者	日本テントシート工業組合連合会 会員
保険期間	2019年11月1日～2020年11月1日
中途加入	毎月25日締切。翌月1日から2020年11月1日まで補償

以上

**ご注意 !!**

## 飛散事故防止について

日本テントシート工業組合連合会

今般採用しました「テント工連賠償補償制度」では、これまでと同様に塗料等の飛散事故による賠償は補償されますが、基本的な養生を行わなかった場合、保険金が支払われない恐れがあります。以下の注意事項をよくご確認ください、適切かつ安全な工事現場を確保されるよう、役職員の皆様に徹底をお願いします。

### 飛散防止事故とは？

塗装中のペンキ・鉄粉・火の粉・工具等が風などで飛散し、人・家屋・車両などに損害を与えることです。特に、スプレー吹き付け塗装は、微粒子となった塗料が僅かな風でも飛散するため、適切に周囲の養生を行わないと、損害が発生します。加えて高所での作業は、飛散範囲が広くなり、さらに損害は大きくなります。

※損害防止に必要な措置を取らずに行われた作業による飛散事故については、保険金が支払われない場合があります。

### 防止策

- 塗装のみではなく、**グラインダー等での錆落とし作業**についても注意が必要です。
- **塗装作業をする高さ以上に**、しっかりと養生を設置しましょう。
- 近くに車両がある場合は**移動**してもらうか、**ビニールシート**等で覆います。
- 近隣に壁や塀、洗濯物などに飛散する恐れのある場合は、風向きなどにも注意し、**シートで覆います**。
- 工具など、使用しないものは**必ず収納し、仮置きをしない**ようにします。
- 風の強い日は、慎重に作業を行うよう**朝礼時に打合せし、場合によっては作業を中止**することも必要です。
- 人に傷害を与えないように、**立ち入り防止等、最大限の注意**を図りましょう。



※飛散事故に限らず賠償事故は、基本的な注意喚起や対策で防げることが多くありますので、作業員全員と、繰り返し注意を確認しあうことが大切です。

事故防止の対策は、  
みんなで  
確認しましょう！



## 賠償責任保険 重要事項説明書（ご契約の前に必ずお読みください）

### 1. クーリングオフ

クーリングオフとは、お申込人またはご契約者様が、お申込みから一定期間であれば、ご契約の撤回等が行える制度です。しかしながら、本契約は保険期間が1年以下の契約（保険契約の継続に関する特約を付帯した場合を含む）であるため、クーリングオフの適用対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。

### 2. 重要な事項を弊社にお申出いただく義務（告知義務）

申込書に★印を付けた記載事項（「年間売上高」、「他の保険契約等」）について知っている事実が記載されていない場合または事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。その他の記載事項を含め、ご記入にあたっては十分ご注意ください。

### 3. 補償内容の重複

加入者がすでに同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や支払限度額、加入要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

### 4. 重大事由解除について

次のいずれかに該当する場合、保険契約者への通知をもって保険契約を解除することがあります。

- ① 故意に事故を発生させ、または発生させようとしたこと
- ② 保険金請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること
  - ア. 反社会的勢力<sup>(※)</sup>に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の運営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 保険契約者等と弊社との間で信頼関係が損なわれ、契約の存続が困難となる重大な事由が発生した場合
- ⑤ 他の保険契約等との重複により、保険金額・日額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する恐れがある場合

※ 反社会的勢力とは暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

### 5. 分割保険料の払込猶予期間の取扱い

この保険には保険料の払込猶予期間はありません。

第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日までに払込みください。

### 6. 共同保険について

この保険は、弊社および下記の保険会社による共同保険契約であり、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

弊社は幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っております。

幹事保険会社	非幹事保険会社
Chubb損害保険株式会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## 7. 保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。賠償責任保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
賠償責任保険※	●破綻後3ヵ月間は、保険金を全額支払い (補償割合100%) ●3ヵ月経過後は、補償割合80%	補償割合80%

※ ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。本制度の詳細については、弊社ホームページ ([www.chubb.com/jp](http://www.chubb.com/jp)) をご覧ください。

## 8. 個人情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ ([www.chubb.com/jp](http://www.chubb.com/jp)) をご覧ください。

### 1. 主な利用目的について

- (1) 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- (3) 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4) 適正な保険金・給付金の支払
- (5) 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- (6) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

### 2. 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- (4) 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

## 9. 事故が起こった場合の連絡先窓口

事故が起こった場合には、ご契約の取扱代理店あるいは下記の事故受付窓口にご連絡ください。

**事故受付窓口：0120-011-313（受付時間：年中無休24時間）**

## 10. 保険会社等への苦情・要望などの連絡先窓口

① 弊社への苦情・要望などは、下記にご連絡ください。

**お客様サポートダイヤル：0120-550-385**

**（受付時間：土日、休日、年末年始を除く午前9時～午後5時）**

② お客様と弊社との間で問題を解決できない場合（弊社の契約する指定紛争解決機関）

弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である「一般社団法人保険オンブズマン」と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

詳細はホームページ (<http://www.hoken-ombs.or.jp>) をご覧ください。

**保険オンブズマン：03-5425-7963**

**（受付時間：平日午前9時～午前12時、午後1時～午後5時）**